

# 茨城県建築士事務所指導要綱

(平成2年7月11日制定)

(平成17年7月7日改正)

(平成21年3月9日改正)

(平成28年3月22日改正)

## (目的)

第1条 この要綱は、建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)の趣旨に基づいて、建築士事務所の開設者並びに法第24条に規定する建築士(以下「管理建築士」という。)及び管理建築士になろうとする者(以下「建築士事務所の開設者等」という。)に対する指導に関し、必要な事項を定め、その業務の適正を確保し、建築物の質の向上を図ることを目的とする。

## (建築士事務所の開設者等の責務)

第2条 建築士事務所の開設者等は、業務を誠実にを行い、法令に適合しない設計(建築確認申請のための図書の作成を含む。)、工事監理及び建築工事の指導監督等をしてはならない。

2 建築士事務所の開設者は、法第23条に規定する設計等をおこなう場合には、法第25条の規定に基づき定められた報酬の基準(平成21年1月7日国土交通省告示第15号)に準じた適正な報酬をもって書面による契約を締結するものとする。なお、契約を締結しようとするときは、法第24条の7の規定に基づき説明をしなければならない。

3 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じなければならない。

4 建築士事務所の開設者は、建築士事務所として必要な装備の充実に努めるものとする。

## (知識及び技能の維持向上)

第3条 建築士事務所の開設者等は、常に業務に必要な知識及び技能の維持向上に努めるとともに知事の指定する講習を受けるものとする。

2 前項の講習は、建築士を対象とする講習の指定に関する要綱(昭和61年茨城県告示第1455号)第3条の規定に基づき知事が指定した「建築士事務所の管理講習会」又は「建築士会技術講習会」とする。

## (建築士事務所の登録申請)

第4条 建築士事務所の開設者等は、建築士事務所の登録申請又はその更新申請(以下「登録申請」という。)にあたっては、法令に定めるもののほか、前条第2項に定める「建築士事務所の管理講習会」若しくは「建築士会技術講習会」又は法第24条第2項に規定する講習を登録申請前の1年以内に受けたことを証する書面(前条第2項に定める講習を未受講の者については、直近の当該講習の受

講を約した書面)を添付するものとする。

(知事の指導)

第5条 建築士事務所の開設者等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは,必要な指導を行うものとする。

- (1) 法令違反の建築行為について関与したと認められる場合。
- (2) 法第23条に規定する設計等の業務において,不誠実な行為を行ったと認められる場合。
- (3) 建築確認申請書に相当程度の訂正があった場合。

(雑則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は,平成2年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず昭和61年度から平成元年度までに第3条に規定する指定講習を受けた者については,第4条中「1年」以内とあるのは,平成6年11月25日までは「5年以内」と読み替えて,適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は,平成17年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は,平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は,平成28年4月1日から施行する。